

千葉県都市計画審議会口頭意見陳述録取書		
事案の件名	流山都市計画事業運動公園周辺地区土地区画整理事業の事業計画の変更の縦覧に係る意見書の口頭意見陳述	
聴取実施日時	令和8年1月21日(水) 午後2時15分～午後2時55分	
聴取実施場所	ホテルプラザ菜の花3階「菜の花」	
聴取者	議長 寺部 慎太郎 村山 顕人 陶山 嘉代 前島 彩子	
出席者		
申立人	住所・居所	千葉県流山市 [REDACTED]
	氏名・名称	[REDACTED]
代理人	住所・居所	千葉県流山市 [REDACTED]
	氏名・名称	[REDACTED]
事務局	所属・氏名	千葉県 県土整備部 都市計画課 課長 後藤 隆志
	所属・氏名	同課 副課長 齊藤 正弘
	所属・氏名	千葉県 県土整備部 市街地整備課 副課長 諸星 昭彦
処分庁	所属・氏名	千葉県 県土整備部 市街地整備課 課長 鈴木 忠彦
	所属・氏名	同課 副課長 鈴木 章哲
	所属・氏名	同課 班長 成島 雄嗣

聴取した内容の要旨

<p>代理人</p>	<p><u>区画道路の変更について（変更箇所 ■ 1）</u></p> <p>■街区の仮換地先の打合せを何度となく流山区画整理事務所の換地課とおこなって、面積を大きくすることで決定していたにもかかわらず、今回の事業計画変更で大幅な面積の減少となった。また、十字路の交差点をなくす計画であったにもかかわらず、十字路を作る状態になったので、計画変更の見直しをお願いしたい。</p> <p><u>緑地の形状変更について（変更箇所 ■ 2）</u></p> <p>■号緑地の形状変更について、現在、土砂災害警戒区域にあるため、緑地の形状変更、もしくは緑地の廃止をお願いしたい。■号緑地の下に仮換地先があり、建物を建てる場合、土砂災害警戒区域にひっかかってしまうため、緑地の変更をお願いしたい。</p> <p><u>道路の廃止について（変更箇所 ■ 1）</u></p> <p>■号街区公園の区6-■号と区6-■号が交差する道路の廃止により、仮換地先に行く道路がなくなってしまったので、道路の復旧をお願いしたい。その道路がなくなってしまうと■街区から■を申出している■街区へ■、乗り入れが出来なくなるため、道路のそのままの形状で復旧をお願いしたい。</p>
------------	---

申立人等への質問及び回答の要旨

<p>聴取者</p>	<p><u>区画道路の変更について（変更箇所 ■ 1）</u></p> <p>区画道路の変更に関して、何度も協議し決定したのに大幅に仮換地の面積が減少したとはどういうことか、申立人だけが特別に大幅に減ったと感じられるのは何故か。</p>
<p>処分庁</p>	<p>今回の変更で道路形状が変わるので、候補として話していた仮換地案を指しており、まだ決定する前の過程で面積の増減があったと認識している。</p>
<p>代理人</p>	<p>■街区の土地に関して、■街区の一部を移す要望を出し、変更で無くす道路の分をあてがうという形で事務所から■㎡の仮換地案が示されたが、事業計画変更により■㎡で■坪も減ってしまった。■街区と■街区では建てられる建物も変わってくるため、元に戻して欲しい。</p>
<p>処分庁</p>	<p>区画道路の変更は安全性の確保や、都市計画道路と区画道路の交差点を減らすためであるので、変更案で引き続き丁寧に説明し、区画整理審議会の意見を聞いて適切に仮換地の対応を行っていきたい。</p>
<p>聴取者</p>	<p>十字路を無くす計画のはずが十字路を作ることとなった経緯や現状の交通の安全性はどうなっているか。</p>
<p>処分庁</p>	<p>十字交差点の解消は6mの区画道路同士でどちらが主か分からない箇所を対象としており、この場所は、16mの都市計画道路と6mの区画道路の交差であるため、趣旨が異なる。</p>

代理人	現況の危険な十字路が現計画では外れたのに、変更案で元に戻ってしまった。土砂災害警戒区域にかからないように、工事をしないで斜面緑地として残し、事業費をかけたくないといった意図があったのではないか。
処分庁	区画道路の変更は[]にしたものである。
聴取者	<u>緑地の形状変更について（変更箇所[] 2）</u> 斜面緑地の安全性や土砂災害特別警戒区域について、今後どのように対応していくのか。
処分庁	土砂災害特別警戒区域については、勾配を緩くする等の対策工事を行い解消していく。
聴取者	緑地の所有者は誰になるのか。
処分庁	[]号緑地は公共用地で流山市管理になる。土砂災害特別警戒区域があるのは[]号緑地で、ここも流山市管理になる。
代理人	現状で大きな木がたくさんあるところをどのようにして残す計画なのかが疑問である。緑地と言っても土砂災害特別警戒区域にかかっているので、一度伐採して、工事を行い、また木を植えるという考えもあるのではないかと思う。
処分庁	既存の斜面緑地の保全是流山市からの要望なので、流山市と話し合っていく。
聴取者	<u>道路の廃止について（変更箇所[] 1）</u> []街区に行くのに、この道路が廃止されるとよくないということか。
代理人	[]街区と[]街区には10m以上の高低差があり、現状の区画整理事務所の計画が分からないが、この道路が無くなると[]を移動させるのにどうしても手間がかかってしまう。
聴取者	通常の車ではどうなのか。
代理人	勾配が40%の急な坂で、通常の車でも高低差が大きいので廃止したいと言われた。
聴取者	道路の廃止理由は高低差がきついため、公園にするということか。
処分庁	改めて現地を精査し、将来の土地利用を考慮して造成計画を見直した結果、道路の一部を廃止する計画となっている。
聴取者	道路というよりは階段ということか。
代理人	現状で幅2mくらいの狭い道路があり、私有地に行く人が使っている。
聴取者	道路が廃止された場合、[]を[]に移動させるのには、具体的にどのようなルートになるのか。
代理人	[]別の区画道路を[]に変えている場所もあり、どういうルートになるのか分からない。道路の一部廃止の話は、別の区画道路を[]に変更する話の後にてきた。

聴取者	情報の提示が2段階に分かれていたということか。
代理人	そうである。
聴取者	申立人が引き続き[]をやることで、[] []について、どう考慮していたのか。
処分庁	現計画では廃止する道路も急な勾配になってしまうので、周辺の道路計画も含めて見直している。[]の搬入については、全ての道路が廃止されたわけではなく、三方向に道路があるので、出入り等については今後事業を進めていく中で、相談させてもらいたい。
代理人	約28年も事業をやってきて、今更、そういった説明をすることについてどう考えているのか。
処分庁	長時間かかってしまっているのは事実であるが、8割程度進んできており、残りを早く終わらせるよう頑張っていきたい。

その他必要な事項

代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・つくばエクスプレス開業から20年経つが、[] []少し離れた家は未だに移転できておらず格差が大きい。 ・流山おおたかの森駅周辺は発展しているが、流山セントラルパーク駅周辺は状況が進んでいない。 ・担当者は努力しているが事業が遅れているため、デベロッパーなど新たな手法を導入した方が良く考える。 ・流山市との協議だけでなく、千葉県からもっと職員を投入すべきだと感じている。事業が長引き、関係者が亡くなるケースもあり、楽しみにしていた人も多い。 ・今回の計画変更でも事業が終わると思えず、従来にない方法で取り組んで欲しい。
-----	--

千葉県都市計画審議会

口頭意見陳述

議事録

第1号陳述

日時 令和8年1月21日(水)
午後2時15分～午後2時55分
場所 ホテルプラザ菜の花3階「菜の花」

第1号陳述

議 長 まず、第1号陳述の「流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業の事業計画の変更の縦覧に係る意見書について」ですけれども、意見書提出者から1件の口頭意見陳述の申し出がありました。

事務局長より事業概要・意見書について説明を受け、その後に申立人、処分庁を入場させ口頭意見陳述を実施いたします。では、事務局から簡潔に説明をお願いいたします。

事務局 第1号陳述として流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業の事業計画変更及び意見書について、御説明いたします。

まずはじめに、現在の事業の概要について御説明いたします。1ページを御覧ください。名称は、流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業、施行者は千葉県、施行面積は約232ha、計画人口は約21,400人、平均減歩率は約40%です。施行期間は、平成11年3月12日から令和12年3月31日までです。また、これまでの経緯につきましては、御覧のとおりで計5回の事業計画変更を行っております。

2ページを御覧ください。施行位置について御説明いたします。赤枠内が本事業の施行位置であり、つくばエクスプレス線の流山セントラルパーク駅を中心とした区域になります。

3ページを御覧ください。運動公園周辺地区の事業の進捗状況について御説明いたします。現在の事業計画としては総事業費888億円、事業期間は令和11年度末までとなっているところに対し、現在の事業の進捗状況として、事業費ベースで約80%となっております。流山セントラルパーク駅や地区北部を中心に整備が進んでおり、今後は主に南部や東部の整備を行っていく予定です。この後、説明させていただきますが、意見書が提出されているのは主に点線の丸で囲ったエリアの整備についての内容となっております。まだ着手していない、これから整備に入っていくエリアになります。

続いて、今回の事業計画変更案の概要について御説明します。4ページを御覧ください。(1)の土地利用計画の変更につきまして、複数の要因がありますが、主なものとして3点挙げます。1点目は令和7年3月に地区の南部において土砂災害特別警戒区域が新たに指定されたことから、これを解消するため、区画道路や公園、緑地の形状変更を行うものになります。2点目は埋蔵文化財が濃密に包蔵されていることが予測された箇所について調査費用の削減や調査期間の短縮を図るため、公園形状の変更を行うものです。3点目は関係機関との協議に伴い、区画道路等の安全性の向上のため、主従関係の不明確な十字交差点の解消を図るものです。(2)の資金計画の主な変更理由ですが、昨今の物価高騰に伴い、総事業費を約134億円増額しております。(3)の事業施行期間の変更につきましては、土砂災害特別警戒区域を解除するために、斜面の安全対策を行うことから、設計、施工に期間を要するため、事業期間を3年延伸するものです。

続いて、5ページを御覧ください。今回の事業計画変更における土地利用計画の新旧

対照図になります。地区全体にわたって変更箇所が点在しておりますが、大きくくりで見ますと全部で13箇所となっております。地元説明会ではこの資料を基に説明しており、今回、お手元の意見書での記載もこちらの番号で表現されております。本日の意見書に該当する箇所については、赤枠で示した■、■の箇所になります。概要については以上になります。

続いて、意見書についてになります。お手元の意見書と併せて、7ページを御覧ください。先程の意見書の該当箇所■と■を1枚に示した拡大図になります。意見書では、3点指摘があり、1点目として、右下の区画道路の変更、2点目として、中央付近の緑地形状の変更、3点目として、左上の公園形状の変更、及び区画道路の廃止、これらの変更について、見直しを要望する旨が記載されています。

意見書の1点目と2点目は、先程の変更箇所■になります。8ページを御覧ください。左側が現在の計画、右側が変更案になります。変更案の薄い黄色と赤で着色した箇所が土砂災害特別警戒区域等になります。1点目に関する箇所は、赤い円で囲った箇所になり、関係機関との協議に伴い、安全性の向上を図るため、区画道路を■変更するものになります。この変更により、区画道路の新たな取付位置が地区外の道路と近接するため、十字交差点となります。意見書に記載のある■街区は青で着色した街区になります。2点目に関する箇所は、■号緑地になります。こちらは土砂災害特別警戒区域等に含まれていないことを踏まえて、流山市から保全の要望がある既存の斜面緑地の樹木の位置や実際の地形等を改めて精査し、緑地の形状を見直したものになります。

意見書の3点目については、変更箇所■になります。9ページを御覧ください。赤い楕円で囲った箇所について、■号街区公園周辺は高低差が大きく、区画道路の区6-■号の勾配に配慮すると区6-■号が急勾配となり、西側の沿道の宅地との高低差が大きくなり地権者の土地利用への影響が大きくなることから、区画道路を廃止し公園区域に含めることで高低差に対応しようとするものです。

事業計画変更及び意見書についての説明は以上になります。

議長 ただいま、第1号陳述について、事務局から事業概要・意見書の説明がありました。委員の皆様から何か、確認したいことはありますか。

議長 では、口頭意見陳述を開始します。口頭意見陳述は、土地区画整理法及び行政不服審査法の規定に基づき、意見書の提出者が審査会に申し出て、口頭で意見を陳述するという制度であり、意見陳述の終了後に委員から申立人や処分庁に質問を行うことができます。

よろしければ、事務局は申立人を入場させてください。控室から移動しますので、少々時間がかかります。

(申立人 入場)

では、続いて事務局は処分庁を入場させてください。

(処分庁 入場)

議長 ただいまから、流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業の事業計画の変更の縦覧に係る意見書の口頭意見陳述を実施いたします。

私は本日の口頭意見陳述の議長をつとめる千葉県都市計画審議会委員の寺部慎太郎です。よろしくお願いします。そして、村山顕人委員、陶山嘉代委員、前島彩子委員の4人を聴取者として、本日の意見聴取を行いますので、よろしくお願いします。

また、本件の処分庁は千葉県となります。

それでは、申立人に申し上げます。本件については、代理人も出席しておりますので、陳述を開始する際、まず、それぞれの名前を述べていただき、意見を申立人と代理人2人合わせて10分程度で簡潔にお願いします。事務局が2分前に1回、10分になりましたら2回卓上ベルを鳴らします。

また、事前にお渡ししております「意見陳述に当たっての留意事項」にありますように、今回提出された意見書の趣旨に従って意見を述べていただくようお願いします。なお、申立人から委員には質問できませんので御注意ください。

次に、申立人と処分庁に申し上げます。申立人の陳述の後、各委員から質疑の時間を設けています。委員から質問があった際には応じていただきますようお願いいたします。その他進行についてはすべて私の指示に従っていただきますので、御了承をお願いします。また、本件陳述については、議事録作成のため、録音をしていることを御承知おきください。

それでは、準備がよろしければ、申立人は陳述をお願いいたします。

申立人 申立人の■■■■と申します。

代理人 代理人の■■■■と申します。

申立人 陳述に関しては、代理人の■■■■をお願いします。

代理人 それでは、本日はお忙しい中お時間をいただきましてありがとうございます。早速ですが、今回の流山都市計画の事業計画変更の第6回の変更案について、意見書を述べさせていただきますと思います。変更箇所の■■番ですが、①区画道路の変更について、■■■■街区の仮換地先の打合せを私たちは何度となく流山区画整理事務所の換地課の方とやっております、面積を大きくして決定していたにもかかわらず、今回の事業計画変更に対して大幅な面積の減少となったため、また、十字路の交差点をなくす計画であったにもかかわらず、十字路を作る状態になったので、計画変更の見直しをお願いしたいと思います。

②緑地形状の変更について。■■■号緑地形状の変更について、現在、土砂災害警戒区域にあるため、緑地の形状変更、もしくは緑地の廃止を私どもは願います。その■■■号緑地の下に、私どもの仮換地先がありまして、もしもそこに建物を建てる話になった場合、土砂災害警戒区域にもろに引っかかってしまうため、建物を建てる可能性があるため、その点を緑地の変更をお願いしたいと思います。

変更箇所■■番、■■■号街区公園の区6-■■■号と区6-■■■号が交差する道路の廃止により、仮換地先に行く道路がなくなってしまったので、道路の復旧をお願いしたいと思います。そこに行くのに、■■■■としてうちは今申し立てておりまして、街区でいうと■■■街区に■■■■を置く予定でありまして、その道路がなくなってしまうと、自宅から■■■■ができなくなるため、道路のそのままの形状で復旧をお願いしたいと思います。

ます。我々とするれば、8割ぐらい進んできた中で残りを早く終わらせるように頑張っていきたいと思っております。

議 長 申立人の方々は、このエリアに長年大変御協力をくださったということで、伺いました。本当にありがとうございます。このエリアが大変すごくこの30年間発展したのも申立人の方々の大変な御協力があったと思いますので、本当その辺は一度、きちんとお礼申し上げたく、すみません、こんな時になっちゃったのですが、ありがとうございます。で、ただそのずっとやってきたにもかかわらず、突然みたいなのが、この上の方に、意見1番とか2番とかの中にあるのかなっていうことは聞いていて分かりました。意見書の内容についてももう少し処分庁に伺いたいのですが、1番の区画道路の変更についてで、何度となくやっていたのに決定したにもかかわらず、大幅な面積の減少となったっていうのはどういうことなのか。その面積の減少っていうのは、本来は減歩がありますので、どの地権者も同じように一定の割合で減るものじゃないかと思っているのですが、申立人だけが特別に大幅に減ったと感じられるというのはどうしてなのでしょう。

処分庁 ■■■街区で、確かに事実、色々事務所の方で何度となく交渉してきている中で、この街区だけではなくて、他の街区も色々協議させていただいている中で、当然、今回の変更するにあたって、道路形状変わりますので、仮換地の候補としてお話しさせていただいたいくつかの過程の中で、出てきた中でのこととおっしゃっていると思うのですが、我々としては決定していたことは、あくまでもこれは区画整理審議会にかけて、最終的には仮換地決めるっていう過程の中では、まだ決定する前の過程で、色々な案の中で、面積が増えたものと減ったものという認識でございます。

議 長 申立人の感想はどうか。

代理人 はい、多分ちょっとお考えがあれだと思うのですが、減ったっていうのは、減歩はもちろん減っているのですが、他にも■■■■街区の後ろ、■■■■街区にも■■■■がありまして、当初、■■■■街区に、■■■■㎡、2023年の1月に、前に少し持ってきてもらえないかという形で、■■■■街区から■■■■街区に少し土地を持ってきてもらえないか、空いているのだったらという形で、分かりましたという形で、2023年1月に■■■■㎡。坪数でいうと約■■■■坪ありまして、それを区画整理さんの方から仮換地案として、図面で提供されました。今回、この事業計画変更に対して、土地の面積が、通常だったら■■■■㎡で収まっていたのが、■■■■㎡、約■■■■坪、■■■■坪から■■■■坪、大体■■■■坪ぐらい減らされておりまして、その■■■■坪はどこに行ったかというところ、他のところに当てられていたりとか、そういう形で仮換地案として出されました。なので、■■■■街区と■■■■街区だと、主要な建物、第1種とかそういうあれが全然変わってくるので、本来なら■■■■街区を大きくしてもらったのに、■■■■街区に戻されているような形なので、先ほどの面積で言うとこのくらいになっているので、ちょっとあまりに■■■■坪も減っているんで、戻してほしいということです。

議 長 それはその元々本来これぐらいですよって提示されたのは、この現計画ではなくて、現計画と変更計画の間でいろいろやりとりがあったということですか。

代理人 そうですね、打合せさせていただいておりまして、従前の土地も一応■■■■街区のとこ

しては、今ここは区画整理地なのでできません、と言われてました。流山市、土木の方をお願いして、こういう状況です、なんとか横断歩道をつけてもらえないか。お願いしました。流山市としては■■■■と。すぐつけていただけました。それだけ危ない十字路を、横断歩道を作って、元から現計画で外れたので、ああ、よかったな、十字路ではなくなったのだなと思っていたら、変更案で、また元に戻ってしまったので、これは、何を考えているのかなと思いました。また■■■号の緑地ですけど、ちょうど紫のところは■■■■なのです。なので、これに合わせてずらしたのかなって思ったのですよ。土砂災害を現計画だとどうしても今引っかかってしまうので、変更案にすれば道路は土砂災害にうまく引っかからないようになっているので、そこを工事したくないから、斜面緑地として残したいから、そういう意図があって、こういう道路にしたのかなと思いました。まあ、そもそも区画整理っていうのは、安心安全に暮らせるまちにするために、やるための事業なので、この土砂災害のところもね、直してもらうのが普通なのかなと思います。多分、そこに予算をかけたくない、事業費をかけられないとか、そういうことで、うまく道路変更したのかなと見えます。以上です。

議長 処分庁、いかがですか。この斜面の安全性、土砂災害の区域のここはどういうふうに関今後、対応していこうと考えていますか。

処分庁 今お話があった、■■■■のは、土砂災害警戒区域をそのままにしておくために、そういう変更したのかという御意見がありました。そうではなくて、■■■■にしたところで、この黄色と赤で図示させていただく、このレッドゾーン、土砂災害特別警戒区域につきましては、今回の事業計画の変更のテーマであります。そこを解消しますので、道路が■■■■になったとしても、ここのレッドゾーンは、何かしら工事をして、勾配を緩くしたり、ブロックを張ったり等の対策を考えてレッドゾーンを解消するというので、今、事業を進めようと思っています。

聴取者 処分庁にお伺いします。今の■■■号緑地で、この土砂災害警戒区域等、解消されるということなのですが、そもそもここの土地の所有者はどなたなのでしょう。もう一つの考え方として、緑地に含めてしまっ、しっかりとその中で対策をして、緑地あるいは公園的に使うという判断もあろうかと思うのですけれども、どうしてあえてそこから緑地の区域にレッドゾーン、イエローゾーンから外してしているのでしょうか。

処分庁 ここの緑地につきましてはですね、■■■号緑地については公共用地で、最終管理者が流山市になりますが、実はここの緑の部分まだ緑が残っている部分、上が赤囲みで■■■号緑地になっていて、これ図示されていませんが、この南側で赤枠かけてないところで、レッドゾーンになっているところは■■■号緑地というところで、ここも公共用地として、最終的には流山市さんに管理していただくところでございます。

代理人 今のお話についてですけど、流山市のほうに■■■号緑地と■■■号緑地という形で戻る、事業が終わったら流山市のほうで管理するというお話ですけど、これを流山市のみどりの課に聞いたら、このまま返されても流山市としては受け取れませんというお話だったので、逆に、私どもは、県のほうでどのような形で、今の現状の大きな木がいっぱいあるところを、どのようにして残す計画でいるのかっていうのが、すごい疑問で、緑

地、緑地って言うのですけど、土砂法とかにも引っかかっているのですから、これ、一回伐採してですね、工事としてちゃんとやってもらって、それからまた木を植えたりとか、そういうことをやってみてはという考えは、どうなのですかね、切ってもらえないのですかね。■号の緑地もそうなのですけど、ここ今、現状、広げられるのかっていうのがあるのですよ。道路が通っているのです、これをどのように広げるのですかっていうことをお聞きしたいです。

議 長 処分庁いかがですか。

処分庁 今回の8ページの現計画と変更案というところで見たいのですが、左側が今の緑地で、今おっしゃられたのは、この■号緑地の面積が上の方が広がっているかと思います。私も先週現地を見たときに、現状はまだここも、確におっしゃるようにその向こう側に細い道路があるのですけども、現状は緑地ということであると思います。今、流山市の話も出ましたけども、我々とすれば、流山市から保全の要望がある既存の斜面緑地ということですので、当然このままでということ、いろいろこれは市とお話をしていかなければいけないのですけども、我々としては、これから市と保全に向けて話していきたいというふうに考えています。

議 長 そこはきちんと市と調整をとっていただいでやっていくようお願いします。あとはいかがですか。

代理人 せっかくの機会なのでどんどん言ってもらえればと思います。

議 長 では、ちょっと質問します。申立人の方が長年、この地域に都市計画に協力してくださって、良かったところと悪かったところみたいな、ちょっと感想といったことをお聞きしたい。

代理人 そうですね、わかりました。つくばエクスプレスが開業して20年、今年で20年経ちまして、■

■数百m離れた家は、未だにまだ区画整理ができておりませんので、その差がすごい大きい。移動ができてなくて、そのまま住んでいる方もいらっしゃいますし、うちとしては、■という思いであります。流山市としては、おおたかの森がすごい栄えて、テレビでもすごい話題になって、住民が6年、7年連続で人が入ってきたと言われておりますが、今言われているこのところは、駅から徒歩10分以内のところなのですけど、未だにこんな状況なのですよ。もう20年電車が経っているのに、おおたかの森はもうすごい綺麗になって、そこはURでやっているのですけど、セントラルパークだけは、なぜか20年経ってもこの状況です。最初は、今で言うと企業局になるのかな、企業庁時代のころだったのですけど、それから始まり、企業局ではなくて、千葉県の方に移動して、今、一生懸命、担当の方たちはやっていたいいると思うのですが、あまりにもちょっと時間がかかり過ぎているので、もう方向性変えて、デベロッパーさんとかと絡んで、街区でやってもらった方が早いかなっていうのもあります。それと思うのが、「流山市さんと協議します。」という話がよく区画整理さんからでるのですけど、■

■やる側の県の方はすごくとても大変だと思うのですけど、もっと、千葉県の知事に言いたいのですけど、もっとここに人を、千葉県の職員さ

んをもっと入れていただけないかというのがあります。今、鴨川の方でメガソーラーが騒がれておりますが、あそこに区画整理のほうからも人が、メディアの方で騒がれたみたいなので、引き抜かれて応援に行っております。で、また人数が減っております。いつになったらこの事業終わるのですかって思うのですよ。そんなことしていたら。代が替わって、亡くなっている方もすごい多くて、楽しみにしていた人たちがすごいいるのですよ。で、また今回、事業計画変更でまた延びます。延びるのはいいですけど、本当にそれで終わるのかって言ったら終わらないと思います、私は。長いスパンで見て、もっと今までじゃないことを考えて、ちょっとやっていただければなということを思っております。以上です。

議 長 ありがとうございます。では以上で、口頭意見陳述を終わりたいと思います。

今回の口頭意見陳述で聴取した内容を踏まえ、後日、都市計画審議会において意見書の内容を審査いたします。ありがとうございました。

では、処分庁は、退席をお願いします。

(処分庁 退席)

申立人のお二人も、長い間まちづくりに御協力いただきありがとうございます。また、今回も御意見を述べていただきましたし、ここまで来ていただいて本当にありがとうございます。以上で終わりたいと思いますので退席をお願いします。

(申立人 退席)

— 以上 —